

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

11月12日付ミャンマー商業省発表資料(外資企業や、外資企業と地場企業との合弁会社などが卸・小売業を行う際に取り扱うことが認められる優先品目リスト)掲載の25品目(仮訳)

優先品目リスト	
1	消費財(衣類、時計、化粧品を含む)
2	食品(下記を含む) (a)農産物(国が輸入を認めていないものを除く) (b)水産物 (c)畜産物 (d)インスタント食品 (e)飲料 (f)国内で製造されたアルコール飲料 (g)食品の原材料
3	家庭用品(セラミック製品、土器、ガラス製品を含む)
4	キッチン用品
5	医薬品、医療機器
6	家畜用飼料、家畜用の薬品、飼料用の原料
7	文房具
8	家具
9	スポーツ用品
10	通信機器(カメラ、電話を含む)
11	電子機器
12	建築用の材料および設備
13	家電製品
14	産業用化学製品
15	産業用の原材料
16	種子、農業用資材など
17	農業用機械
18	各種機械および付属品
19	自転車
20	モーターバイクおよび付属品
21	自動車用交換部品、機械用交換部品、これらの付属品
22	子供用おもちゃ
23	家庭用の装飾品(花や植物を含む)
24	土産物、手工芸品
25	美術工芸品、楽器、付属品(古物を除く)

※詳細は商業省発表資料確認のこと

(出所)ミャンマー商業省発表資料を基にジェットロ仮訳